

平成 2 5 年 第 1 回

おおい町農業委員会議事録
(縦覧用)

おおい町農業委員会
(平成 2 5 年 1 月 3 0 日)

召集年月日 平成25年1月30日(水)

召集の場所 おおい町役場 2階 正庁ホール

開会 平成25年1月30日 午後1時

閉会 平成25年1月30日 午後4時30分

出席委員

| | | | | | |
|-----|------------|-----|------|-----|----------|
| 1番 | 山本 修 | 3番 | 小原好一 | 4番 | 西 忠彦(会長) |
| 5番 | 中川啓二 | 6番 | 福井明美 | 7番 | 寺本清二 |
| 8番 | 中嶋義男 | 9番 | 今川直樹 | 10番 | 渡辺俊策 |
| 11番 | 東 茂正 | 12番 | 木村正行 | 14番 | 石橋高志 |
| 15番 | 栗谷善一 | 16番 | 浜上雄一 | 18番 | 吉岡靖夫 |
| 19番 | 藤原義隆 | 20番 | 小畑信幸 | | |
| 21番 | 田中 廣(職務代理) | 22番 | 大下利男 | | |

欠席委員(3名)

| | | | | | |
|----|------|-----|-------|-----|-------|
| 2番 | 松宮利廣 | 13番 | 山下大三郎 | 17番 | 小間美也子 |
|----|------|-----|-------|-----|-------|

出席事務局

事務局長 反田志郎 事務局次長 奥 治房

書記 竹浦千鶴 書記 藤原昭洋

提出議案

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による農地の転用許可申請審議について

議案第4号 平成25年農作業標準賃金及び標準料金の決定について

議案第5号 大飯農業振興地域整備計画の変更について

事務局長 それでは、本日の第1回農業委員会の召集にあたりまして、町長がご挨拶申し上げます。

町 長 (あいさつ)

(町 長 退席)

事務局長 それでは、会議に先立ちまして、農業委員会の委員定数及び任期、規則、規定についての概要を、担当者から説明させますのでよろしくお願いします。

担 当 (資料に基づいて概要説明)

農業委員さんには、選挙による16名の方のほかに、もう一つ「選任による委員」がございます。

議会推薦4名以内となっておりますことから4名の選任委員さんと、農業協同組合、農業共済組合、土地改良区からそれぞれ各1名の推薦をしていただき、推薦を受けた方々6名を町長が選任をさせていただいております。

なお、農業共済組合からは該当なしということで、今回の推薦はありませんでした。

選任委員の任期につきましては、選挙による委員さん同様の任期満了日まででございます。平成27年12月19日までの3年間でございます。

以上、簡単に概要説明をさせていただきましたが、改選後の農業委員さんにつきましては、選挙委員さん16名、選任委員さんが議会推薦の方4名、農業協同組合、土地改良区からそれぞれ1名で6名の選任委員さん、計22名の方に任期一杯お世話になります。

おい町農業委員届出名簿(資料No.1)

おい町農業委員会の選挙による委員の定数条例(資料No.2)

おい町農業委員会会議規則(資料No.3)により説明

以上です。よろしくお願いします。

事務局長 本日の日程についてご案内をさせていただきます前に山下委員さん、松宮委員さん、小間委員さんから欠席の連絡を受けておりますのでご報告いたします。

本日の委員会には、19名のご出席を頂いております。

ただいまから、会議を始めさせていただきます。

まず、議長が選任されるまでの間、仮議長によって会議を進めさせていただきたいと思っております。

お諮りいたします。仮議長の選出について、いかがな方法で行ったらよろしいでしょうか。

(事務局一任)

事務局長 　ただ今、事務局一任との発言がございましたが、これにご異議
ございませんか。

（異議なし）

事務局長 　ご異議がないようでございますので、会議の慣例によりまして
最年長委員さんに仮議長をお願いしたいと思いますが、これにご
異議ございませんか。

（異議なし）

事務局長 　ご異議がないようでございますので、本日の出席委員の中で
山本修委員さんが最年長者であります。よって山本委員さんに仮
議長をお願いいたします。

仮議長 　ただ今、議長という大役を仰せつかりました 山本 ござい
ます。何分にも不慣れでございますので、皆様のご協力を頂きま
して、この重責を無事果たしたいと思っておりますのでよろしくお願
い申し上げます。

（開　　会）

仮議長 　それでは、これより平成25年第1回おおい町農業委員会を開
催いたします。

　本日の出席委員は、19名であります。

　よって、おおい町農業委員会会議規則第6条の規定により、
会議が成立いたしますので、ただちに本日の会議に入ります。

　本日の会議日程は、お手元にお配りしております日程に基づき
まして、会議を進めさせていただきます。

〔日程 1 〕

仮議長 　それでは、日程1 仮議席の指定を行います。

　この際、議事の進行上、仮議席を指定いたします。

　仮議席は、議長において、ただ今ご着席の席を仮議席とし、
窓側のこちらから順に1番から22番までとして指定したいと
思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし）

仮議長 　ご異議がないようでございますので、ただ今、ご着席の席を
仮議席として指定いたします。

〔日程 2 〕

仮議長 続きます、日程2 会議録署名委員の指名について、でございますが、おおい町農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、会議録署名委員を議長において指名させていただくことについて、ご異議ございませんか。

(異議なし)

仮議長 ご異議がないようでございますので、3番の小原委員さん、4番の西委員さんに議事録の署名委員をお願いいたします。

[日程 3]

仮議長 続きます、日程3 農業委員会等に関する法律第5条の規定に基づき、会長の互選を行います。

お諮りいたします。

会長の互選について、いかがな方法で行ったらよろしいでしょうか。

中川委員 選考委員をもってやってはどうでしょうか。

仮議長 ただ今、中川委員さんから選考委員を選んでやってはどうかのご意見がありますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

仮議長 ご異議がないようでございますので、会長の互選の方法については、選考委員により選考していただくことにいたします。

私のほうから、本郷地区から2名と、佐分利地区、大島地区、奥名田地区、知三地区からそれぞれ1名と選任委員から1名の合計7名の選考委員さんを指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

仮議長 ご異議がないようでございますので、選考委員さんを私のほうから指名させていただきます。

| | | |
|----|---------------|--------------|
| 小原 | 好一 (こはらこういち) | 委員さん (本郷地区) |
| 田中 | 廣 (たなかひろし) | 委員さん (本郷地区) |
| 藤原 | 義隆 (ふじはらよしたか) | 委員さん (佐分利地区) |
| 寺本 | 清二 (てらもとせいじ) | 委員さん (大島地区) |
| 中嶋 | 義男 (なかじまよしお) | 委員さん (奥名田地区) |
| 東 | 茂正 (あずましげまさ) | 委員さん (知三地区) |
| 浜上 | 雄一 (はまがみゆういち) | 委員さん (議会推薦) |

以上、7名の方をお願いしたいと思っておりますのでよろしくお願
いします。

選考委員の皆様には、この隣の第2会議室にてご審議願います。
この際、暫時休憩いたします。

(事務局案内 選考委員第2会議室へ移動) 13:21~

仮議長 休憩前に引き続き、ただ今から会議を再開いたします。
会長選考の結果を、選考委員を代表して小原委員さんから報告
願います。

小原委員 それでは、私、3番の小原でございますが、選考委員を代表し
まして報告いたします。
慎重審議の結果、満場一致で、会長には、前回、会長代理を3
年務めていただいた経験から、4番西委員さんをお願いしたいと
思います。

仮議長 ただ今、小原委員さんから報告がありましたとおり、選考委員
会の選考結果に基づき、会長に西委員さんが選考されました。

仮議長 お諮りいたします。選考委員会の選考結果に基づき、西委員さ
んを会長とすることに賛成の方の挙手を求めます。

仮議長 ありがとうございます。挙手多数であります。
よって、本委員会の会長は、4番西委員さんと決定いたしまし
た。
ここで、新会長の西委員さんより就任のごあいさつをお願いい
たします。

会 長 (西会長 あいさつ)
ただ今、会長という大役を仰せつかり、職責の重大さを痛感
しているところでございます。教職を辞してから10年農業に携わ
った経験ではありますが、経験豊富な委員各位のご支援・ご協力を
いただきながら、微力ではございますが全力を傾注して農業の振
興に努めてまいりたいと考えております。
今後ともよろしくお願い申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。

仮議長 ありがとうございます。これを持ちまして、仮議長の職務を
全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

事務局長 ここで、10分程度の休憩をとらせていただきます。

事務局長　それでは、ここからは、おおい町農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が会議の議長となり、議事を進めていただくこととなります。
よろしく申し上げます。

議　　長　それでは、おおい町農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が会議の議長になることとなっておりますので、ただ今から議長として会議を引き続き進行させていただきます。
ご協力方よろしく申し上げます。
ここで、会議録署名委員の追加をいたします。おおい町農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、会議録署名委員を議長において指名させていただくことについて、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議　　長　ご異議がないようでございますので、5番の中川委員さんに議事録の署名委員をお願いいたします。

[日程 4]

議　　長　次に、日程4 議席の決定について、を議題とします。
議席につきましては、おおい町農業委員会会議規則第7条の規定により、あらかじめ「くじ」で定めることとなっております。
お諮りいたします。
会議前にあらかじめ「くじ」により着席していただいておりますので、この仮議席を本議席として決定いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

議　　長　ご異議がないようでございますので、ただ今の仮議席を本議席として決定をさせていただきます。

[日程 5]

議　　長　次に、日程5 会長職務代理者の互選について及び、農地専門委員並びに、農政・農振・改良専門委員の互選について、でございますが、この3件につきましては、関連性がございますので、互選を行います前にそれぞれの職務内容について、事務局より概要説明をお願いします。

事務局　資料No.3・4 により職務内容を説明。
(おおい町農業委員会会議規則、おおい町農業委員会専門委員会規則により)
会長職務代理者の互選につきましては、おおい町農業委員会会議規則第16条により、「会長に事故あるときは、委員が互選した

者がその職務を代理する」とあることから、委員による互選をお願いするものであります。

また、おおい町農業委員会専門委員会規則第4条第1号・第2号により、各専門委員さんにつきましては、12人以内と規定されております。

よって、農地専門委員さんにつきまして12人以内、

農政・農振・改良専門委員さんにつきましても12人以内となります。なお、西委員さんにつきましては、会長でありますので、どちらの委員会にも出席していただくこととなりますので、よろしく申し上げます。

会長を除きますと、委員数21名となりますので、専門委員会は11名と10名となります。

(各委員会の職務内容を概要説明)

議長 それでは、お諮りいたします。
会長職務代理者の互選について及び、農地専門委員並びに、農政・農振・改良専門委員の互選については、それぞれ関連性がありますので、一括して互選することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようでございますので、一括して互選していただきます。互選の方法につきましては、先ほどの選考委員さん7名に選考をお願いしたいと思いますのですが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようでございますので、先ほどの7名の委員さんを選考委員として指名いたします。
選考委員の方々は、別室で選考をお願いいたします。
この際、暫時休憩いたします。

(選考委員 2階・第2会議室へ)

議長 休憩前に引き続き、ただ今から会議を再開いたします。
会長職務代理者及び農地専門委員並びに農政・農振・改良専門委員の選考の結果を、選考委員を代表して報告願います。

選考委員 それでは、私、3番の小原でございますが、選考委員を代表しまして報告いたします。
会長職務代理者には 21番 田中委員さん 農地専門委員に 小畑委員、石橋委員、田中委員、山下委員、中嶋委員、粟谷委員、大下委員、吉岡委員、福井委員、浜上委員と私小原でございます。

農政・農振・改良専門委員に 藤原委員、山本委員、中川委員、木村委員、渡辺委員、寺本委員、東委員、松宮委員、小間委員と今川委員でございます。

なお、西委員さんにつきましては、会長でありますので、どちらの委員会にも出席して頂くこととなりますので、よろしくお願いいたします。

それから、ただ今、農地委員、農政・農振・改良委員の報告をさせていただきましたが、各委員が2つの委員会の業務を総合的に理解するために、今後3年間同じ委員会に所属するのではなく、半期交代の26年6月末で交代する方が良いという意見が選考委員会の中でありましたが、いかがでしょうか。

議 長 お諮りいたします。

ただ今、小原委員さんから「各委員会の所属機関を半期で交代してはどうか」という意見がありましたが、半期で交代することについては、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、各委員の所属期間を半期の平成26年6月30日までとし、平成26年7月1日で交代することといたします。

議 長 先ほど、選考委員を代表して、小原委員さんから報告がありましたが、会長職務代理者を田中委員さんとし、農地専門委員、農政・農振・改良専門委員をそれぞれ報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、小原選考委員さんの報告のとおり決定いたします。

[日程 6]

議 長 続きますので、日程6 農地専門委員会委員長及び副委員長、農政・農振・改良専門委員会委員長及び副委員長の互選についてでございますが、各委員長・副委員長の互選については、ただ今決定いたしました各専門委員会の委員さんで互選をお願いします。

この際、暫時休憩いたします。

(各委員会に分かれて互選をする)

議 長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。
農地専門委員会委員長及び副委員長、農政・農振・改良専門
委員会委員長及び副委員長のご報告をお願いします

農地専門委員会委員 農地委員会を代表しまして報告いたします。
大下委員 委員長には、3番 小原委員さん、副委員長には
8番 中嶋委員さんと決まりました。

農政・農振・改良 農政・農振・改良専門委員会を代表しまして報告
専門委員会 いたします。
山本委員 委員長には 7番 寺本委員さん、副委員長には
11番 東委員さんと決まりました。

議 長 ただ今、それぞれの委員会を代表して大下委員さん、山本委員
さんから報告を受けましたが、各委員長、副委員長さんについて
は、それぞれ報告のとおり決定することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、各委員会の報告のとおり
決定といたします。

それでは、その席で結構でございますので、会長職務代理者及
び各委員会の委員長、副委員長さんからそれぞれごあいさつをお
願いします。

会長職務代理者 田中会長代理委員 (あいさつ)
農地専門委員会委員長 小原委員長 (あいさつ)
同 副委員長 中嶋副委員長委員 (あいさつ)
農政・農振・改良専門委員会委員長 寺本委員長 (あいさつ)
同 副委員長 東副委員長 (あいさつ)

議 長 ありがとうございます。よろしく申し上げます。
ここで、10分程度の暫時休憩をさせていただきます。
15時05分再開とさせていただきます。

議 長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

[日程 7]

議 長 日程7 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による農地の所
有権移転許可申請審議について、並びに議案第2号 農地法第5
条第1項の規定による農地の転用許可申請審議について、関連が
ございますので、一括して議題とします。
それでは、議案の内容について事務局が説明致します。

場の評価も高く、作れば高価で取り引きできるほどブランド価値は上がってきてはおりますが、残念なことに、〇〇〇〇〇〇を支える生産農家の高齢化は避けられず、廃業の危機に直面しておりますが、〇〇さんは年も若く、農業にも非常に熱心に取り組んでおられることから、町の特産品の維持にも欠かせない存在であると感じました。

申請地は、〇〇〇からある程度離れ、山裾で、日当たりも良くないことが空調管理からも適地であり、〇〇さんも代替地を取得する形となることから、営農にも支障をきたさないと判断いたします。

今回の申請につきましては、妥当なものであると判断いたします。

議 長 事務局からの説明と、ただ今、特命により現地確認をいただきました田中委員さんから代表してご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(質問なし)

議 長 ご質問等がないようでございますので、採決に移ります。
まず、議案第1号農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について、原案どおり承認し、許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議については、原案どおり承認し、許可するものと決定致します。
続きまして、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について、の採決に移りたいと思います。ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議については、許可相当の意見を付して県へ進達するものと決定します。

[日程 8]

議 長 日程8 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による農地の転用許可申請審議について、を議題とします。

それでは、議案の内容について事務局に説明させます。

局長 議案第3号は、おおい町〇〇の〇〇〇〇さんが、結婚を機会に、手狭になった実家を出て、自己所有農地に住宅を建設されるものであります。自己所有農地を宅地に転用することで、4条申請に至ったわけであります。
詳細については、書記の竹浦に説明させます。

書記 (議案第3号資料説明)
申請地は、上下水道管2種類が埋設された沿道の区域にあり、500メートル以内におおい町役場と若狭本郷駅が存在しますので、第3種農地と判断され、許可できるものと考えます。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきましても特命により現地確認をして頂いておりますので、田中委員さんからご報告願います。

田中委員 本案の現地につきましても、24日の午後、小原委員と私と事務局3名同行のもと、現地を確認してまいりました。
現地は、JR小浜線若狭本郷駅から県道小浜線から綾部線を結ぶ町道に接する農地であり、現況は、畑作地でありました。
〇〇区内にあり、昨今は住宅建設やアパート建設により賑やかさを増してきた区域であり、特に、駅と幹線道路を結ぶ町道が整備されてからは、沿道の開発がさらに加速することが予想されます。
今回は、〇〇氏の結婚に伴う住宅の建設であり、残地については畑で残される計画であり、必要最小限度の転用であることから、今回の申請につきましても、妥当なものであると判断いたします。

議長 事務局からの説明と、ただ今、特命により現地確認をいただきました田中委員さんから代表してご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(質問なし)

議長 ご質問がないようでございますので、議案第3号については、原案どおり許可相当の意見を付して県へ進達することにしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようでございますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による農地の転用許可申請審議については、

原案どおり許可相当の意見を付して県へ進達するものと決定致します。

議長 (この際、暫時休憩いたします。)

議長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

[日程 9]

議長 日程9 議案第4号 農作業標準賃金及び標準料金について、を議題とします。

議案の内容について事務局から説明を致します。

局長 議案第4号は、平成25年のおおい町内における農作業の標準料金を定めるものであり、毎年、福井県農業会議の公表する試算値と近隣の市町の動向を参考に定めるものであります。詳細については、事務局次長の奥に説明させます。

次長 (議案第4号資料説明)

福井県農業会議が、平成25年1月22日決定した農作業標準料金指針では、担い手を育成するため、賃金の算定方法を変えたことにより、耕起・代かきは、前年比約2～3%、反当たり300円程度の値上げを5年ぶりに答申しましたが、町内の圃場は、団地面積、傾斜度、区画形状等が嶺北に比べ条件不利地であることから、従来から、農業会議の示す標準料金を大きく上回っており、今回の値上げの影響は少ないとして、前年に引き続き同額とすることを提案するものであります。

議長 ただいまの事務局からの説明につきまして、何かご意見、ご質問ございませんか。

今川委員 県の農作業標準料金算定に用いた価格8,280円の根拠は何か。

奥次長 県下の実勢賃金を算出するため、平成24年農作業料金・農業労賃に関する調査を実施した結果である。

今回、県の標準料金が値上げされた原因の一つに、オペレーター賃金を目標である時間当たり2,500円に近づけるべく改訂された。

渡辺委員 稲刈りの際の、モミの軽トラック等での運搬代は含まれているのか。

奥次長 含まれていない。別途契約に基づき支払われることとなる。

渡辺委員 畦畔の草刈は含まれているのか。

奥次長 これについても、別途費用となる。ちなみに、県の標準料金では算定がなされており、反当たり1,676円が参考料金として表現されている。

 おおい町における標準料金の定めはないが、農政専門委員会で検討課題とし、来年度以降の農作業標準料金として定める必要があれば定めることは可能である。

議 長 ただ今の質問の件を含め、農政専門委員会の検討課題とさせていただきますこととし、その他ございませんか。

議 長 ないようですので、議案第4号の農作業標準賃金及び標準料金については、ただ今、事務局から申し上げました金額のとおりとすることにご異議ございませんか。

 (異議なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、議案第4号 農作業標準賃金及び標準料金については、ただ今、事務局から申し上げました金額のとおりとすることに決定致します。

 なお、この決定につきましては、農業委員長名で公告することにより、周知を図ることとなります。

[日程 10]

議 長 日程10 議案第5号 大飯農業振興地域整備計画の変更について を議題とします。この案件は、おおい町長から同意を求められたものであります。

 それでは、議案の内容について事務局から説明致します。

局 長 農業振興地域整備計画の変更とは、町が定めております農業振興地域整備計画書にあります農業を振興する区域として指定の「農振・農用地区域」から住宅建設等、農用地区域を利用せざる得ない場合に限り農用地区域から「除外する」場合や、逆に、土地改良事業を実施しようとする場合、「編入する」として、農業振興地域整備計画を変更するものであります。なお、本町では、旧町村単位でそれぞれの整備計画書があります。

 議案第5号は、農業後継者用の住宅建築のためとして、農振農用地区域から除外するため、その是非について、おおい町長が、農業委員会の意見を求めるものであります。

 詳細については、事務局次長の奥に説明させます。

次長 (奥) (事務局、議案資料説明)

 午前中の講義の中にあつたかと存じますが、農業振興に資する農地として農用地区域を指定し、土地改良事業を実施したり、

優良農地や農業用施設用地として設定し、宅地への転用や開発行為等を制限しております。

今回、農業後継者の住宅を建設することによって後継者が確保できるなど、地域の実情を考慮し、農用地区域から除外することを目的に、農用地利用計画の変更を行うものであります。

ただし、除外には、次に述べます5要件をすべて満たすことが条件となります。

- ① 転用することが必要かつ適当で、農用地区域以外に代替すべき土地がないこと
- ② 農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと
- ③ 農業経営者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと
- ④ 土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれがないこと
- ⑤ 土地改良事業等完了後8年を経過しているものであること

この5要件が該当するか否かについて、ご審議いただくこととなります。
(おおい町〇〇〇〇(畑) 〇〇〇〇㎡の農地を宅地に転用する計画について、資料に基づき説明。)

(おおい町〇〇〇〇(田) 〇〇〇㎡の内〇〇〇㎡の農地を宅地に転用する計画について、資料に基づき説明。)

議 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、特命により現地確認をして頂いておりますので、小原委員さんからご報告願います。

小原委員 本案の現地につきましても、24日の午後1時30分から田中委員と私と事務局3名同行のもと現地を確認してまいりました。
1件目は、〇〇集落の〇〇区集会場前の農地であり、〇〇〇〇さんが栗園として経営されておりました農地であります。周囲を公衆用道路と尾内区の集会場用地に囲まれており、農地の連担性は確認できませんでした。〇〇〇〇さんの息子の〇〇〇〇さんは、〇〇区内のアパートに居住されており、両親の高齢による農業の継承のこともあり、今後は農地を譲り受け農業を継承するため、実家である〇〇区内に住宅建設を計画され、区内で土地も探されたようですが、いずれの方も貴重な土地であることから交渉は成立せず、所有農地の一部を住宅建設のため、除外申請をしようとするものであります。建設のための転用面積は必要最小限にとどめ、隣接する農地もなく、今回の計画は、やむを得ないものと判断いたします。

2件目は、おおい町〇〇区の〇〇〇〇さん所有の農地に、孫

の居住空間としての住宅を息子の〇〇さんが住宅・車庫・庭の建設のため、除外申請しようというものであります。

〇〇〇〇さんの孫は既に結婚し、子供一人を設けたが、家族それぞれが仕事をもっていることから、ひ孫の保育補助に〇〇さんが、また、〇〇さんの介護に孫のお嫁さんが補助する必要から、本屋に隣接した用地を求めざるを得ない、と言う事情から、隣接する自己所有農地を転用する計画に至ったと聞いております。建設のための転用面積は必要最低限にとどめ、隣接する農地には被害が及ばないような対策を講じる計画でありましたので、やむを得ないものと判断いたします。

なお、現地はすでに、平成9年9月ごろ、〇〇川の砂防工事により自己所有地から発生した土砂により28番の土地を埋め立て、同じく、同事業の山林から発生した木材を利用し農作業小屋兼車庫を平成11年4月頃の建設に際し、農地転用の手続きが必要とは知らず農舎兼車庫を建設し、近年、家族構成の変化から住宅仕様にリフォームされ、現在に至っていることに関して〇〇〇〇氏は反省し、始末書を提出済みと事務局より聞いております。

以上2件とも、団地化された農地の端部に位置し、農地の連担性を阻害することは無く、農作業の連続性についても、隣接する農地との高低差が大きいことや農地以外の地目を挟んでいるなどの条件から、今回、農用地から除外されることについては、重大な支障は認められないと考えます。

議 長 事務局からの説明と、特命で現地確認をいただきました小原委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですが、何かご異議はございませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、議案第5号 大飯農業振興地域整備計画の変更については原案のとおり同意することにします。

議 長 それでは、これを持ちまして本日上程いたしました全ての議案審議を終了いたします。

(その他事項)

議 長 続きまして、その他の事項について、日程にもとづきお願いしたいと思います。

事務局から説明をお願いします。

(事務局：その他事項の案件について1件ずつ説明)

議 長 それではこれで、本日の日程は全て終了いたしました。
長時間にわたり慎重審議ありがとうございました。